

建設機械抵当法関係法令に基づく 建設機械打刻（検認）申請の手続の手引

1 制度趣旨

通常、建設機械は抵当権の設定の対象となりませんが、建設業許可業者の方は、建設機械抵当法関係法令に基づく打刻（機械に固有の記号を打ち込む行為）・検認（打刻を確認する行為）を受けることにより、建設機械に所有権保存登記を受け、抵当権を設定することが可能となります。ただし、当該建設機械につき第三者に対抗できる所有権を証明できない場合や、質権又は差押、仮差押若しくは仮処分の目的となっていることが明らかな場合は、打刻・検認は受けられません。なお、建設機械に抵当権を設定する場合以外には、この手続は不要です。

2 対象者

建設業法第3条に規定する建設業許可業者

3 対象となる建設機械

京都府内に所在する建設機械

※所有者の建設業許可権者（国土交通大臣、知事）に関わらない。

4 申請手数料

36,000円／1台

5 京都府が発行する証明書

建設機械打刻（検認）証明

6 申請要件

- (1) 建設機械抵当法施行令別表に定める機械類であること
- (2) 建設機械が京都府内に所在していること
- (3) 質権・差押・仮差押・仮処分の目的となっていないこと
- (4) 所有者（申請者）が建設業許可を有していること

7 手続きの流れ

(1) 申請書類の提出

下記の提出書類を、建設交通部指導検査課建設業担当あてに各2部ずつ提出してください。（副本を希望される方は、正本2部に加えて、副本となる写しを1部提出してください）

（提出書類）

提出書類名称	備考
①建設機械打刻申請書（様式第1号）	打刻を申請する場合
建設機械検認申請書（様式第1号）	検認を申請する場合
②建設業許可通知書（写し） 又は許可証明書（原本）	
③商業登記簿謄本（原本） 住民票（原本、抄本）	法人申請の場合 個人申請の場合

④売買契約書（写し）	原本も持参の上、提示してください。
⑤代金の完済を証する領収書（写し）	原本も持参の上、提示してください。
⑥譲渡証明書（写し）又は車検証（写し）	原本も持参の上、提示してください。
⑦誓約書（原本）	建設機械が質権、差押、仮差押、仮処分の対象になっていないことを誓約するもの
⑧印鑑証明書（原本）	
⑨法人事業税納税証明書（原本）	法人申請の場合
個人事業税納税証明書（原本）	個人申請の場合
⑩前所有者の印鑑証明書（原本）	
⑪全景写真	
⑫設計図面	カタログで分かる場合はカタログで可
⑬建設機械閉鎖登記簿謄本	検認申請の場合

(2) 打刻・検認の実施

初めて建設機械に抵当権設定を行う場合、建設機械に記号の刻印を打刻します。既に刻印のある建設機械（過去に抵当権設定が行われたことがあり、現在は抵当権等が消滅してその機械の登記が閉鎖されている場合）については、刻印の検認を行います。

京都府への申請後に職員がお伺いし、申請人の立ち会いの上、対象の建設機械を調査して打刻・検認を行うため、日程等を打ち合わせして実施する必要があります。また、刻印を打刻する場所は、建設機械の原動機等のベッドプレートや船名表示板の付近等となります。

(3) 建設機械打刻（検認）証明書の交付

打刻・検認後、京都府より証明書を交付します。この証明書は、建設機械の所有権保存登記を行うための必須書類ですので取扱いにご注意ください。また、所有権保存登記は打刻・検認の日から2週間以内に、抵当権設定登記は所有権保存登記の日から30日以内に、所有者の主たる営業所所在地の法務局又は地方法務局（京都府内であれば、京都地方法務局不動産登記部門 Tel:075-231-0131）で行わなければ無効となりますので、ご注意ください。

(4) 打刻・検認後の届出

打刻検認された建設機械の所有者は、当該建設機械の所有者の氏名及び住所等に変更があった場合、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければなりません。

建設機械の変更届については、国土交通省土地・建設産業局建設業課までお問い合わせください。

○国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

所在地：東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel：03-5253-8111

8 申請窓口

建設交通部指導検査課建設業担当

所在地：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館5階

Tel:075-414-5222、Fax:075-414-5243

E-mail: shido@pref.kyoto.lg.jp